

住宅用家屋証明を オンラインで申請して 郵送で受け取れます

住宅の種類

証明の申請をする家屋が該当する租税特別措置法施行令の規定 必須

☒ 新築家屋

☐ 中古家屋

該当する住宅の種類 必須

☒ 特定認定長期優良住宅

☐ 認定低炭素住宅

☐ 特定認定長期優良住宅または認定低炭素住宅以外

添付ファイル

容量オーバーで添付できない場合は市税事務所までご相談ください。

あなたの申請家屋は特定認定長期優良住宅です

本人確認書類（申請者） 必須

運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど顔写真とお名前がわかる書類を添付してください。

 ファイルを選択…

登記事項証明書等 必須

登記事項証明書、登記済証、登記完了証及び登記申請書の写し（表題登記が電子申請の場合は登記完了証）

 ファイルを選択…

建築確認申請書及び各種図面 必須

 ファイルを選択…

建築確認済証及び検査済証 必須

 ファイルを選択…



簡単な質問に答えるだけで
証明の種類と添付資料が分かります

名古屋市 住宅用家屋証明

🔍 検索

必要な資料や手順、注意点、問い合わせ先については裏面をご確認ください。

◆申請する際に必要なもの

1	スマートフォンまたはパソコン
2	申請者の本人確認書類 【本人確認書類】運転免許証、パスポート、司法書士会発行の会員証及び補助者証等
3	クレジットカード（VISA、JCB、Mastercard、AMERICAN EXPRESS、Diners Club）

◆申請方法（申請については3月17日より行うことができます）

- ①名古屋市公式ウェブサイト【<https://www.city.nagoya.jp/>】にアクセスします。
 ②次の手順で進んでいただき各申請フォームへのリンクから申請を行います。
 「ページID検索」で「75566」を入力し検索→「住宅用家屋証明の申請」ページへ

各申請フォームへのリンク			
	栄市税事務所 固定資産税課	本陣市税事務所 固定資産税課	金山市税事務所 固定資産税課
担当区域	千種区・東区・北区・ 中区・守山区・名東区	西区・中村区・ 中川区・港区	昭和区・瑞穂区・熱田区・ 南区・緑区・天白区
申請フォーム	申請フォーム(外部リンク)	申請フォーム(外部リンク)	申請フォーム(外部リンク)

◆手数料及び郵送費（証明発送用）

本市からの支払い依頼メールを受信後、5日以内にクレジットカードでお支払いください。

（注1）5日を経過しても支払いの確認ができない場合は、申請が取り下げられたものとします。

（注2）クレジットカード決済後の申請の取下げは受付できませんので、ご注意ください。

（注3）クレジットカード支払いに係る領収書の発行は行っていません。

◆証明書の発送

支払いの確認後、申請時に入力された住所へ郵送します。

※内容確認や支払いの手続きのため、数日程度いただきます。

◆問い合わせ先

対象区	申請・証明の内容について	支払いについて※1
千種区・東区・北区・中区・ 守山区・名東区	栄市税事務所固定資産税課 家屋担当 (052-959-3308)	栄市税事務所管理課 (052-959-3300)
西区・中村区・中川区・港区	本陣市税事務所固定資産税課 家屋担当 (052-433-4027)	本陣市税事務所管理課 (052-433-4003)
昭和区・瑞穂区・熱田区・ 南区・緑区・天白区	金山市税事務所固定資産税課 家屋担当 (052-324-9808)	金山市税事務所管理課 (052-324-9800)

※1 自動音声によりご案内しますので、ご用件に応じて番号を選択してください。

詳細は市公式ウェブサイトをご覧ください。